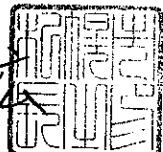


札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月29日

札幌市長

秋元克木



札幌市条例第3号

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例（昭和21年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表9の項を次のように改める。

9	(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1件	450円	(1) 戸籍証明書を端末機により交付する場合の手数料の額は、1件につき350円とする。
	(2) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付			(2) この項の区分の欄第7号の証明書（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理に係るもの
	(3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）本則の表8の項の総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報			

	処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。) における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		に限る。) について、請求により地方公共団体の手数料の標準に関する政令本則の表 8 の項の法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の手数料の額は、1 件につき 1,400円とする。
(4)	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	1 件	750円
(5)	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1 件	450円
(6)	除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	1 件	700円

(7) 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他受理をした書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付	1件	350円
(8) 戸籍法の規定に基づく届書その他受理をした書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したもの閲覧	1件	350円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。